

第3部 持続可能な社会の実現に向けた県の取組

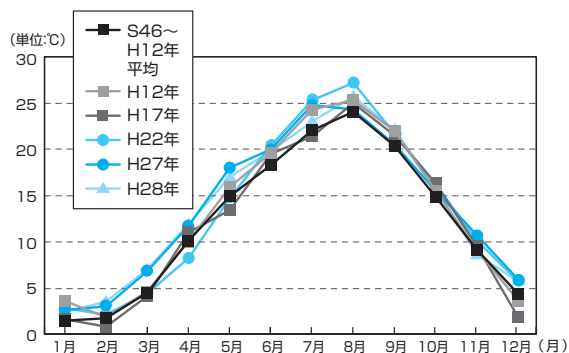
第1章 低炭素社会の形成

第1節 環境の状況

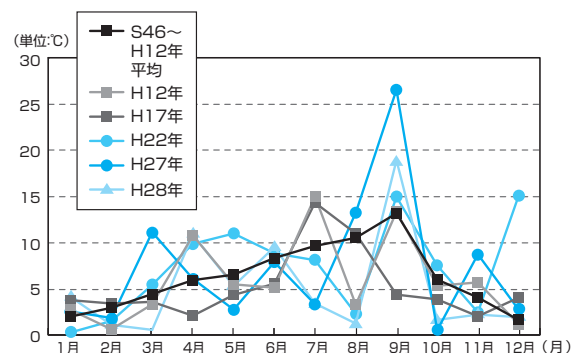
1 気象の状況

仙台管区気象台公表資料によれば、平成28年の年平均気温は13.5度であり、直近10年の平均気温より0.5℃ 高くなっています。また昭和46年から平成12年の30年平年値12.1度と比較しても上昇傾向

にあります。平成28年の年降水量は1,209.0mmで、最近10年間の平均年降水量1,301.5mmを下回っています。



▲図3-1-1-1 仙台市の月別平均気温の推移 (出展：気象庁HP)



▲図3-1-1-2 仙台市内の月別降水量の推移 (出展：気象庁HP)

2 温室効果ガス排出量の状況

(1) 温室効果ガス排出量

2013(平成25)年度における本県の温室効果ガス排出量は、2,218万8千t(二酸化炭素換算)です。

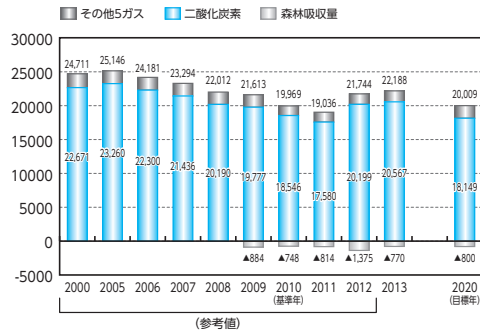
2000(平成12)年度以降減少傾向で推移し、2011(平成23)年度には目標値と同水準となりましたが、2012(平成24)年度以降は東日本大震災からの復旧・復興が要因となってその水準を超えるようになり、最新の2013(平成25)年度まで増加傾向を示しています。

(2) 二酸化炭素排出量

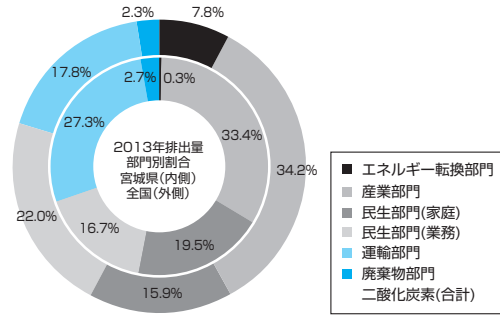
温室効果ガス排出量のうち、90%以上が二酸化炭素(CO₂)であり、2013(平成25)年度の排出量は、2,056万7千tでした。その内訳を部門別に

見ると、産業部門が33.4%と全体の3分の1を占め、次いで運輸部門が27.3%、民生家庭部門が19.5%、民生業務部門が16.7%となっており、全国の割合と比較して、運輸部門及び民生家庭部門の割合が高くなっています。

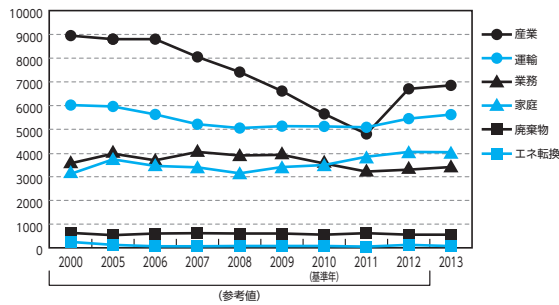
また、部門別の二酸化炭素排出量の推移を見ると、産業部門及び運輸部門では、2012(平成24)年度以降、東日本大震災からの復旧・復興などが要因となって増加傾向にあります。また、民生業務部門でも、震災以降、部門全体のエネルギー消費の増加により増加傾向にあります。民生家庭部門では、2008(平成20)年度を底に増加傾向となりましたが、2013(平成25)年度は電力排出係数の減少などの要因で減少傾向に転じました。



▲図3-1-1-3 県内の温室効果ガス排出量の推移



▲図3-1-1-5 温室効果ガス排出量の部門別割合

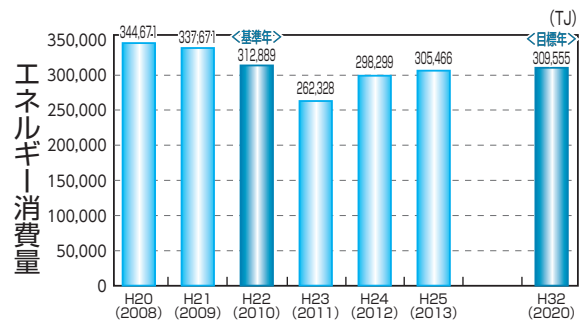


▲図3-1-1-4 部門別県内二酸化炭素排出量の推移

3 エネルギー消費量

県内のエネルギー消費量は、東日本大震災以前から減少傾向で推移していた中、東日本大震災により2011（平成23）年度は急激に減少しました。

震災後は、災害復旧事業に伴いトラックなどの車両用燃料が増加したことから、運輸部門が増加するなどし、2012（平成24）年度から増加に転じました。しかしながら、2014（平成26）年度からは再び減少し、283,789TJ（熱量換算）で、基準年比10.9%減となりました。

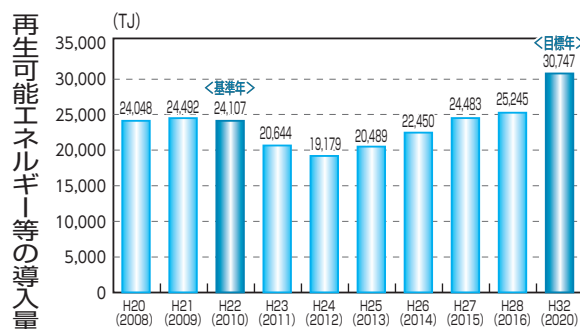


▲図3-1-1-6 県内エネルギー消費量(全体)の推移(熱量換算、TJ)

4 再生可能エネルギー導入量

再生可能エネルギー等の導入量は、2010（平成22）年度までは増加傾向にあり、24,107TJ（熱量換算）に達しましたが、地熱発電所の噴気災害による出力抑制や、東日本大震災の影響等による木質バイオマス利用等の減少などから、2012（平成24）年度には2010（平成22）年度比20.4%減となる19,179TJ（熱量換算）まで落ち込みました。

その後、再生可能エネルギーに対する関心の高まりや、2012（平成24）年7月の固定価格買取制度の開始に伴い、太陽光発電の設置が急増したことなどから、2013（平成25）年度以降、導入量は増加に転じ、2016（平成28）年度には前年比3.1%増の25,245TJ（熱量換算）となりました。



▲図3-1-1-7 県内再生可能エネルギー等導入量（熱量換算、TJ）

第2節 平成28年度に講じた施策

1 暮らしや事業活動における低炭素化の推進

(1) 地球温暖化防止に関する県民運動の展開

○ 「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議

環境政策課

「ダメだっちゃ温暖化」の標語を掲げた県民運動を全県的に展開するため、県内の業界団体や消費者団体、教育機関、市町村などをメンバーとする「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議を平成20年6月から設置しています。この県民会議は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号以下「温対法」という。)第22条に規定する「地方公共団体実行計画協議会」に位置付けられており、平成28年度は、県民会議の開催、県が主催する地元プロスポーツ団体との連携イベント及び省エネキャンペーンの共催、環境フォーラムの開催などを行いました。

○ 宮城県地球温暖化防止活動推進員

環境政策課

宮城県地球温暖化防止活動推進員は、県内各地域において、主に家庭を対象とした地球温暖化対策に関する普及活動や調査・相談活動を行うボランティア活動員として、温対法第37条の規定に基づき、知事が委嘱しています。

平成28年度は43人の推進員が活動(講演等を含め、351回)しました。また、推進員に対する研修を1回開催し、活動に必要な知識や技術の習得を支援しました。

○ 宮城県地球温暖化防止活動推進センター

環境政策課

県では、温対法第38条の規定により、公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク(MELON)を平成12年度に宮城県地球温暖化防止活動推進センターに指定しています。同センターは、地球温暖化対策の普及や宮城県地球温暖化防止活動推進員の活動支援を行っています。

公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク(MELON)活動状況の詳細は、以下ホームページで御覧いただくことができます。
<http://www.melon.or.jp/melon/index.htm>

○ うちエコ診断

環境政策課

地球温暖化の現状認識や家庭における省エネ行動のきっかけとなるよう、環境省認定の専門診断士が各家庭のライフスタイルに合わせたオーダー

メイドの対策を提案する「うちエコ診断」を行い、低炭素型ライフスタイルの定着を図りました。

このほか、その担い手となる「うちエコ診断士」の養成を行いました。

- ・診断実績：223件
- ・養成研修受講者：3名

○ プロスポーツ球団と連携した普及啓発

環境政策課

多数の県民の方々が集まるプロスポーツ団体の試合会場において、地球温暖化に関するパネルの展示やクイズの実施、体験型ブースの出展、地球温暖化防止に関するチラシの配布等を通じて、省エネ活動のきっかけづくりを行いました。

- ・実績：ベガルタ仙台連携イベント(H28.7.23)、仙台89ERS連携イベント(H28.12.3)

(2) 県民への再生可能エネルギー等・省エネルギー設備導入等の支援

○ スマートエネルギー住宅普及促進事業(再掲)

再生可能エネルギー室

家庭における二酸化炭素排出量の一層の削減及び災害時にも電気や熱を確保できる住まいの普及を図るため、自らが居住する住宅の太陽光発電システム、蓄電池、エネファームの設置、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の新築に対し、その経費の一部を補助しています。

この事業は、平成23年度からみやぎ環境税を財源として、実施してきた太陽光発電システムを設置する県民に対する導入費用の一部補助を、平成28年度から補助対象を拡充したものです。

○ 既存住宅省エネ改修促進事業(再掲)

環境政策課

既築住宅の約95%は十分な断熱対策が行われていないため、冷暖房時等に無駄なエネルギーが消費され、家庭からの温室効果ガスの排出増加の一因となっています。このため、住宅断熱改修への助成により、省エネルギーと二酸化炭素の排出抑制を促す取組を実施しました。

○ 低炭素型水ライフスタイル導入支援事業(再掲)

循環型社会推進課

家庭で消費されるエネルギー消費量の4割、二酸化炭素排出量の2割を給湯・水道が占めている

ことから、節湯・節水対策が家庭部門の低炭素化と環境負荷低減に極めて効果的です。また、浄化槽は災害に強い汚水処理システム（東日本大震災の浄化槽全損率：3.8%（環境省調査））であることから、創造的復興に向けた取組としてエネルギー消費量の少ない低炭素社会対応型浄化槽を支援対象としました。

家庭部門の低炭素化に資する節湯・節水機器及び低炭素社会対応型浄化槽を住宅に導入する県民に設置費用の一部補助を実施しました。

(3) 事業者への再生可能エネルギー等設備導入・省エネルギー対策の支援

○ 環境産業コーディネーター派遣事業

環境政策課

事業者の再エネ・省エネの取組を支援する環境産業コーディネーターを県内各地に派遣し、事業者が抱える課題やニーズを把握しながら、課題解決に向けた情報提供や産産・産学マッチングなどの支援を行っています。平成28年度には延べ345件の企業訪問を実施しました。

(4) 市町村への事業支援

○ みやぎ環境交付金事業

環境政策課

地域の喫緊の環境課題に対応するため、市町村が実施する環境保全等に係る以下の事業に対し、交付金を交付しました。

- メニュー選択型事業の実施
以下の6つのメニューから、市町村が地域の実情に応じて実施する事業への交付金。
①公共施設、学校等におけるCO₂削減対策
②照明（街灯、商店街等）のLED化
③自然環境保全
④野生鳥獣対策
⑤環境緑化推進
⑥省エネ機器導入支援
- 提案型事業の実施
メニュー提案型事業に示す6つの事業分類を複合的に取り入れるなど、市町村の創意工夫により地域の課題解決に向け、事業提案により重点的、一体的に行う取組を支援する。

(5) 県有施設における省エネの取組

○ 公共インフラ等省エネ推進事業

道路課

県管理の国県道における道路照明灯について、従来の水銀灯から消費電力の少ない省エネルギー型電灯（ナトリウム灯）への改修を行うことにより、温室効果ガスの排出削減に取り組みました。

- 改修実績：104基

2 地域づくりと連動した再生可能エネルギー等の導入やエコタウン形成の促進

(1) 地域づくりと連動した再生可能エネルギー等の導入

○ 地球環境保全特別基金事業（グリーンニューディール基金）（再掲）

再生可能エネルギー室

東日本大震災による被災地域の復旧・復興や、原子力発電所の事故を契機とした電力需給の逼迫の状況を踏まえ、環境省は平成23年度に、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型のエネルギーシステム導入等を支援するため、「平成23年度地域環境保全対策費補助金」（いわゆる「平成23年度地域グリーンニューディール基金」）を制度化しました。

県では、この事業を活用して約140億円を地域環境保全特別基金に積み立てし、地域防災拠点となる公共施設（庁舎・学校・公民館等）や民間施設（福祉避難所等）に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入及び夜間でも電力が使

えるように蓄電池設備の導入を推進するため、平成24年度から補助事業を実施し、平成28年度は震災復旧が進んだこともあり、規模を縮小して実施しました。

○ 災害公営住宅屋根貸し事業

再生可能エネルギー室

市町が建設する災害公営住宅の屋根を事業者に貸し付け、太陽光発電設備を導入する「災害公営住宅屋根貸し事業」の実施事業者の公募を平成27年度まで実施しました。

選定を受けた事業者は、市町及び県との間に太陽光発電事業実施に係る協定を締結し、発電事業を実施するとともに、建設や撤去工事期間を含めた20数年間、市町に屋根の使用料を支払うこととなっています。

- これまでの導入件数：1,717戸

○ 洋上風力発電研究会の開催（再掲）

再生可能エネルギー室

県では、東日本大震災の経験からエネルギーの多様化や自立・分散型エネルギー確保の必要性を痛感し、再生可能エネルギーの積極的な導入に取り組んでいます。特に、未利用で大規模なエネルギー源として期待される洋上風力発電等の導入についても、検討を進めております。

平成28年9月、県が主体となり、県内沿岸地域への風力発電導入の利点や課題について、風況特性のほか新たな産業創出や漁業との協調などを含め様々な角度から整理し、導入に向けた気運の醸成及び課題解決に向けた環境整備を図るため、関係行政機関や海域利用者、大学研究機関などによる「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」を立ち上げました。

これまで、3回の研究会と先進事例調査などの開催を通じて、県内2箇所での導入可能性調査エリアを選定したほか、「洋上風力エネルギーフォーラム」を開催しました。

(2) エコタウン形成の促進

○ エコタウン形成地域協議会支援事業補助金

再生可能エネルギー室

地域特性を踏まえた再生可能エネルギー等の利活用を促進するため、地域における具体的な取組を検討する協議会等(市町村を構成員に含むもの)の運営のために必要な経費の一部の補助を実施しました。

○平成28年度実績
補助率：10/10、補助上限額：300万円
採択件数：0件

○ エコタウン形成実現可能性調査等事業費補助金

再生可能エネルギー室

再生可能エネルギー等を活用したエコタウンの形成を促進するため、地域の資源を用いた再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントを活用した地域づくりを行う団体(市町村を構成員に含むもの)に対し、その実現可能性の調査や事業化計画の策定について必要な経費の一部の補助を実施しました。

○平成28年度実績
補助率：10/10、補助上限額：30万円
採択件数：2件

○ エコタウン形成事業化支援事業費補助金

再生可能エネルギー室

地域におけるエコタウンの形成を加速するため、地域の資源を用いた再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントを活用した地域づくりの事業化に向けて、検討が進んでいる団体(市町村を構成員に含むもの)に対し、詳細で高度な事業検討調査及び試験設備等を伴う実証・試行調査等を行うために必要な経費の一部の補助を実施しました。

○平成28年度実績
補助率：10/10、補助上限額：1,000万円
採択件数：0件

○ エコタウン推進委員会 再生可能エネルギー室

平成24年度に、沿岸15市町と県で構成する「みやぎスマートシティ連絡会議」を設置し、スマートシティ(エコタウン)の概念や、再生可能エネルギーを活用した地域づくりに向けた地域間や民間企業との連携の在り方などについて検討を行い、報告書として取りまとめました。

平成26年度には、この取組を県内全市町村に拡大し、みやぎスマートシティ連絡会議を発展的に解消する形で、ダメだっちゃん温暖化県民会議の下部組織として、「エコタウン推進委員会」を設置しました。

平成28年度のエコタウン推進委員会は、6月に全体委員会を開催し、8月、11月、1月、2月に、参加希望市町村を対象としたワーキンググループ(WG)を開催しました。WGには、早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科の小野田准教授にスーパーバイザーとして参画いただき、全国のエコタウン形成に関する事例紹介や、地域の課題に関する意見交換を行い、情報共有及び意識啓発を図りました。また、11月には岩手県紫波町への視察会も開催し、地域の木材を利用したバイオマスエネルギーを活用したプロジェクトの説明を受けたほか、施設等の見学を行い、エコタウン先進地の取組に関し理解を深めました。

○ 県有地メガソーラー事業

再生可能エネルギー室

太陽光発電設備の普及加速化を図るため、県有地を活用した太陽光発電事業を実施しています。

公募で決定した事業者に県有地を貸し付け、民間活力によりメガソーラーを導入する事業であり、現在は、宮城県企業局太陽光発電事業（白石市）として平成25年度から運転しているほか、宮城県農業高等学校跡地（名取市）での計画が進められています。

- 宮城県企業局太陽光発電事業（白石太陽光発電所）
 - ・所在地 白石市福岡
 - ・規模 約1MW
 - ・運転開始 平成25年12月18日
- 宮城県農業高等学校跡地メガソーラー事業
 - ・所在地 名取市下増田
 - ・規模 約26MW
 - ・運転開始 平成29年度未予定



日本アジアグループ株式会社 提供

▲ 宮城県農業高等学校跡地におけるメガソーラー建設イメージ

○ 水素エネルギーの利活用推進

① 燃料電池自動車導入促進事業（再掲）

再生可能エネルギー室

県内におけるFCVの普及拡大に向け、公用車として率先導入したFCV 5台を活用して、県民向け試乗会の開催やイベントでの展示など、FCVを体験する機会を数多く設けるとともに、国による新車購入時の導入支援（1台当たり約200万円）に加え、県独自の支援制度（1台当たり約100万円）を創設し、その普及を促進しました。

② スマート水素ステーション運営事業（再掲）

再生可能エネルギー室

平成28年3月、環境省の補助事業を活用し、東北ではじめてとなるスマート水素ステーション（SHS）を県保健環境センター（仙台市宮城野区）に整備しました。

SHSは、水を電気分解し、1日あたり、FCVが約150km走行するために必要な水素を製造し、約1,900km走行分の水素を貯蔵することができます。

本施設の整備により、県内でFCVを導入することができる環境が整ったほか、随時施設見学の受け入れを行うなど、県における水素エネルギーの普及・啓発拠点の一つとして活用しました。

③ 水素エネルギー利活用普及促進事業（再掲）

再生可能エネルギー室

水素エネルギーに対する正しい知識の普及・啓発に向け、パンフレット等の作成を行うとともに、県民の方々にFCVを「見て」、「触れて」、「乗って」いただく機会を設けるため、FCV体験試乗会の開催や、市町村・団体などが主催するイベント等にFCVの貸出を実施しました。

平成28年度はFCV体験試乗会を計5回開催し、のべ220組（同乗者含め385人）の方に試乗いただきました。また、FCV貸出を計121件のイベント等で実施し、宮城県以外の東北4県を含む県内外で水素エネルギーの普及・啓発を行いました。

さらに、大学等と連携して、県内事業者を対象とした水素エネルギー・燃料電池に関する産業セミナーを開催するなど、水素エネルギー関連産業の育成、活性化のための取組を実施しました。

○ 自動車交通環境負荷低減対策

環境対策課

県では自動車からの温室効果ガス削減を目指し、「自動車交通環境負荷低減計画」を定め、次世代自動車の普及、エコドライブの普及、都市部における公共交通機関の利用、物流の効率化等を促進します。

3 地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現

(1) 地域に根ざした再生可能エネルギー等を活用した産業への支援

○ クリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業

環境政策課

クリーンエネルギーを活用するなどして、県内で環境負荷の低減と環境関連産業の振興に資する事業に先導的に取り組む事業者等に対して、費用の一部を補助するもの。

- 補助率及び額：1/2以内
 上限額 500万円～750万円/年度
- 補助件数：4件

○ 新エネルギー重点分野セミナーの開催

環境政策課

東日本大震災以降、県内でも新エネルギーの導入が加速度的に進んでいますが、そのほとんどは太陽光発電に集中しています。県としては、地域の様々な資源を活用した多様なエネルギー確保の観点から、太陽光発電以外で有望と思われる次の4分野を重点分野として支援していくこととし、平成28年度にはそれぞれの分野毎に事業者向けセミナーを開催しました。

- メタン発酵技術研究セミナー
開催日：平成28年5月26日
内 容：メタン発酵・バイオガス化システムの基礎と県内事業者の取組を紹介し、家畜ふん尿、下水汚泥、食品廃棄物などの廃棄物系バイオマスの、エネルギーとしての利活用の促進を図ったもの。
- 温泉熱利用促進セミナー
開催日：平成28年6月16日
内 容：天候等に左右されることなく、安定したエネルギーとして注目される地熱のうち、温泉熱の他段階利用と事業者の取組事例を紹介し、未利用の温泉熱の利活用の促進を図ったもの。
- 木質系バイオマス、地中熱利用セミナー
開催日：平成28年7月27日
内 容：木質系バイオマスのエネルギー利用と地中熱利用に関わる基本的な技術や、県内事業者等の取組を紹介し、これらの新エネルギーの利活用の促進を図ったもの。

○ 未利用バイオマス（下水汚泥）の活用に関する取組

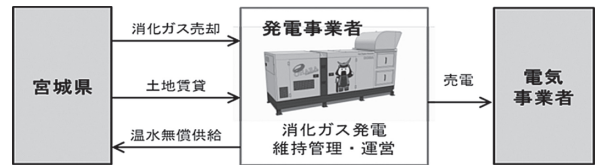
下水道課

下水の汚泥処理工程で発生する余剰消化ガス（メタン及び二酸化炭素）を有効活用するため、仙塩浄化センターにおいて固定価格買取制度（FIT）を活用した民設民営による発電事業（民設民営

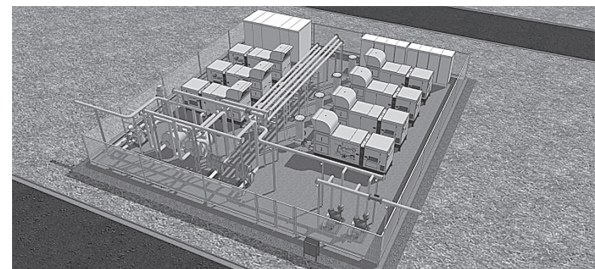
FIT）により、平成30年度の発電開始を目指しています。

県が仙塩浄化センターで発生する消化ガスの一部（余剰ガス）を事業者売却し、事業者が消化ガス発電施設を建設し、購入したガスで発電を行い、20年間売電するものです。

余剰消化ガスを有効活用することで、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止に貢献するとともに、未利用エネルギーを活用して新たな収入を得ることによって、下水道経営の健全化を図っていきます。平成28年度は、公募により事業者を選定し、10月に(株)大原鉄工所と基本協定を締結し、発電施設の設計に着手しました。



- 計画出力 350kW (50kW×7台)
- 年間予定発電量 144万kWh/年
- 20年間の消化ガス売却収入(予定) 約2億円
- 発電開始 平成30年度予定



▲発電施設イメージ

(2) 森林管理及び林業振興による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持向上

○ 二酸化炭素吸収源としての森林

林業振興課

① 森林の適切な保全・管理

森林は、その生長過程で、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を光合成により吸収し、幹や枝等に炭素として貯蔵します。林業は適切な森林整備と生産される木材の利用を通じて、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与しています。

県では、健全な森林を育成し、森林の生長を促すため、間伐対象地の集約化や間伐材の搬出に不可欠な作業路の開設、高性能林業機械の導入な

ど、効率的な森林施業の推進に取り組んでいます。

② 温暖化防止間伐推進事業 森林整備課

森林の地球温暖化を防止する機能を高度に発揮する上で重要な間伐を推進していく必要がある中、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化等により、森林への経費投入が敬遠され、手入れ不足の森林が増加しています。一方、京都議定書のルールでは、間伐等により適切な森林経営が行われている森林のみが二酸化炭素吸収量の算入対象とされています。このため、間伐と作業道の整備に対して支援を行いました。



▲作業道整備と合わせて間伐が実施された森林

③ 環境林型県有林造成事業 森林整備課

県行造林地は、県以外の森林所有者の所有地に地上権を設定し、県が管理している森林です。この県行造林地において、地上権設定契約が満了し、伐採した跡地の植林が困難となっている林地を県が引き続き公的森林として整備し、二酸化炭素の吸収をはじめ、生物多様性の保全など、森林の多面的機能が強化された「次世代へと繋がるみやぎの豊かな森林」を育成しました。

④ わたしたちの森づくり事業 森林整備課

森林・林業及び地球環境保全についての問題を捉える機会を創出すること、並びに森林の整備を促進することを目的として、森林づくり活動等を行う団体や企業と協定を締結し、活動のフィールドとして県有林を提供しました。

さらに希望があった企業に対し、森の命名権を有償で譲渡しました。

- 平成28年度実績
- ・協定締結件数：延べ30件
- ・うち平成28年度：新規2件、更新3件

○ 温暖化防止森林づくり担い手確保事業

林業振興課

間伐等の森林整備を推進する担い手の技術・技能の向上や就労環境の改善を図るため、農林水産業担い手対策基金（旧森林整備担い手対策基金）を活用し、集約化施業の中心となる技能者の確保・育成や就労環境向上のための安全装具等整備補助を実施しています。平成28年度は、森林施業プランナーの資格取得を目指す林業人材育成ステップアップ研修の実施、チェーンソー防護服や空調服等の整備を支援しました。



▲林業人材育成ステップアップ研修

○ 森林整備加速化・林業再生事業

林業振興課

間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るため、平成21年度から森林整備加速化・林業再生基金を造成し、間伐や木材加工流通施設等の整備を進めています。平成28年度は、効率的な森林の整備や低コストな作業システムの確立に必要な高性能林業機械等の導入を支援しました。

- 平成28年度実績
- ・プロセッサ：2台
- ・ハーベスタ：1台
- ・フォワーダ：1台



▲高性能林業機械（ハーベスタ）

○ 木材の有効利用の促進

木材は、他の資材に比べ加工に必要なエネルギーが少なく、また、公共建築物や住宅等に利用することによって、森林が吸収した炭素を長く貯蔵することができる環境に優しい資材です。

人工林の多くが利用期を迎える中、積極的に木材を利用し、森林資源の循環利用を推進することが重要となっています。

県では、公共建築物等木材利用促進法に基づく「宮城県の公共建築物における木材利用の促進に関する方針」や「みやぎ材利用拡大行動計画」を定め、公共施設の木造化や県産材住宅の普及、公共事業等での県産材製品の利用推進等に取り組んでいます。また、関係団体や木材関連企業と連携し、建築資材の安定供給に向けた優良みやぎ材の生産拡大や木質バイオマスの利用促進、木材に関する情報提供や木づかい運動等の普及活動を実施しています。

① 県産材利用工コ住宅普及促進事業

林業振興課

県産材を利用した健康で快適な木造住宅を普及するため、優良みやぎ材などの県産材を一定量以上使用した新築一戸建て木造住宅の建築主に対し、費用の一部を支援しました。

※ 補助内容の詳細については、林業振興課のホームページにてご覧ください。
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/ekojuuyutaku-top.html>)

- 平成28年度実績
- ・交付決定数：694件
- ・県産材使用量：11,382.5m³

② 木の香のおもてなし普及促進事業

林業振興課

公共施設等に木材を使用することは、多くの人に木の特性や良さを伝え、また、地域の産業活動の活性化や森林整備に寄与することから、県産材を使用した公共施設等の木造化や木製品の導入経費の一部補助を実施しました。

- 平成28年度実績
- ・内外装木質化：2件
- ・木製品配備：5件



▲県産材を使用した木製品の導入
(東北大学農学部キャンパス)

③ 木質バイオマス広域利用モデル形成事業(再掲)

林業振興課

未利用間伐材等の木質バイオマスを化石燃料の代替として利用することは、地球温暖化の防止に貢献するだけでなく、森林資源の有効活用と地域産業の活性化にも寄与するため、未利用間伐材の搬出・運搬経費や、木質バイオマスを活用したボイラー、ストーブの導入経費の一部補助を実施しました。

- 平成28年度実績
- ・未利用バイオマス搬出量：9,658m³
- ・木質バイオマスボイラー導入台数：1台
- ・木質バイオマスストーブ導入台数：10台

○ 森林吸収オフセットの推進

林業振興課

森林整備による二酸化炭素吸収量をクレジットとして可視化したカーボン・オフセットの取組を普及することにより、森林整備と二酸化炭素削減を社会全体で支える仕組みづくりを構築するため、平成23年度から県や林業関係団体ではオフセット・クレジットの取得と流通環境の整備を進めています。平成28年度は、県内でオフセット事業に取り組む4団体と連携し、制度の普及啓発活動を行ったほか、県が発行する印刷物についてカーボン・オフセットする取組を実施しました。

- 平成28年度実績
- ・普及・販売促進活動(イベント出展)：2回
- ・県印刷物のカーボンオフセット：0.9t-CO₂
- ・県内オフセットクレジット(森林)販売量：488t-CO₂

○ みやぎ版住宅制度の推進

住宅課

地元の木材をふんだんに使い、地元の工務店と一緒につくり上げていく、安全で安心な家づくり「みやぎ版住宅」制度を推進しています。

木材を住宅資材として利用し、住み続ける限り、空気中に二酸化炭素として戻ることはありません。また、木材を伐採した後に新たな植林を進めることで、森林資源の循環的利用が図られます。



▲みやぎ版住宅の実例

(3) フロン類対策

フロン類は、大気中に放出されると地球温暖化の原因となるばかりでなく、オゾン層破壊の原因となります。洗浄用に使われるCFC-113及び冷媒用に使われるCFC-12等の特定フロンは、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(昭和63年法律第53号。「オゾン層保護法」という。)に基づき、平成8年に全廃措置が執られています。CFC-12は、現在使用されている冷蔵庫やカーエアコンなどに冷媒としてストックされていることから、大気中への放出をいかに防止するかが課題となっています。

オゾン層破壊が進んでいるかどうかは、オゾンホールや地上に到達する紫外線の量などでとらえることができますが、これは地球規模において意味のある指標です。本県においては、その原因となるフロン等の物質の排出量を指標化し、特定フロンを大気中への放出段階でとらえた「オゾン層破壊負荷指標」により算定しています。

▼表3-1-2-1 オゾン層破壊負荷指標値の推移

年度	指標値	CFC-12	CFC-113
平成2年 ^{※1}	290	137	191
平成6年 ^{※1}	237	149	110
平成13年 ^{※2}	67	67	0
平成14年 ^{※2}	46	46	0
平成15年 ^{※2}	42	42	0
平成16年 ^{※2}	31	31	0
平成17年 ^{※2}	20	20	0
平成18年 ^{※2}	17	17	0
平成19年 ^{※2}	14	14	0
平成20年 ^{※2}	14	14	0
平成21年 ^{※2}	12	12	0
平成22年 ^{※2}	18	18	0
平成23年 ^{※2}	18	18	0
平成24年 ^{※2}	16	16	0
平成25年 ^{※2}	12	12	0
平成26年 ^{※2}	11	11	0
平成27年 ^{※2}	10	10	0

オゾン層破壊負荷指標
 =オゾン層破壊ガスごとの(排出量×オゾン層破壊係数)の総和
 ○オゾン層破壊ガスとして、CFC-12とCFC-113を対象とした。
 ○オゾン層破壊係数は、CFC-12を1、CFC-113を0.8とした。
 ※1 排出量実態調査(事業者アンケート)による算出
 ※2 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」による排出量の推計値(環境省・経済産業省)を参考に算出

○ フロン類の適正な回収・破壊の推進

環境政策課

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成13年法律第64号。以下、「フロン排出抑制法」という。)に基づき、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)を対象に、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策がとられています。この法律は、これまでの「フロン回収・破壊法」が改正されたもので、平成27年度から施行されています。

県は、フロン排出抑制法に基づき、第一種特定製品からのフロン類の充填及び回収を行う業者(第一種フロン類充填回収業者)の登録を行っており、平成28年度末現在で、670事業者となっています。

平成28年度に集計した平成27年度の県内におけるフロン類の回収量は、計91,773.55kgであり、破壊量は61,395.00kgでした。

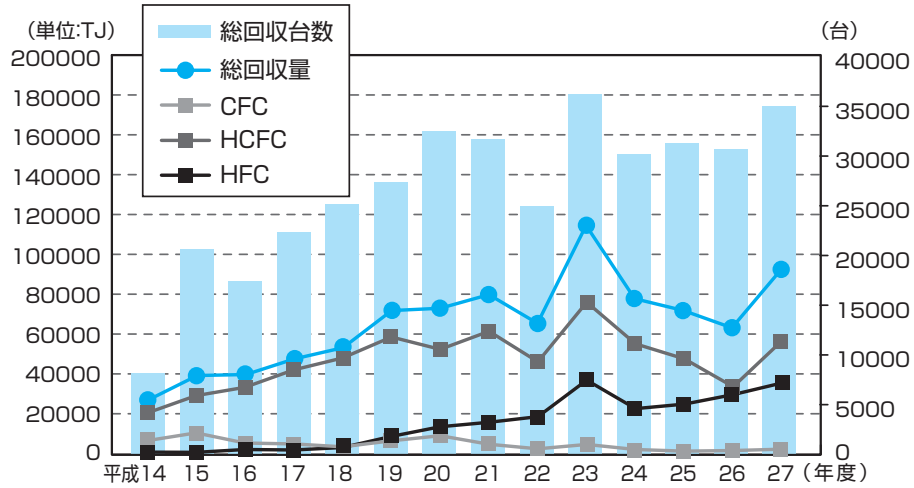
昨年度と比較し、回収量及び破壊量が増加した要因として、総回収台数が増加したことが挙げられます。ガス種の内訳ではCFC・HCFC・HFCいずれにおいても増加しています。CFC・HCFCにおいては廃棄に伴う回収が特に増加している一方、HFCにおいては整備に伴う回収が特に増加していることから、温暖化への影響が小さいフロンへの代替が進んでいることを示していると考えられます。

また、平成28年度は、第一種フロン類充填回収業者への立入検査を4件、第一種特定製品の管理

者への立入検査を163件実施しました。立入検査では、第一種特定製品の適切な管理などについての助言や指導、フロン排出抑制法の周知を行っております。

さらに、フロン類の排出防止、回収促進を図る

ため、一般社団法人宮城県フロン回収事業協会などが中心となり、フロン類の種類に応じた二酸化炭素換算量を表示する「フロン類の見える化」といった取組を行っています。



▲図3-1-2-1 宮城県内の第一種フロン類回収量および回収台数の推移